

介護老人保健施設きなん苑 I T 情報システム運用管理要 綱

(平成 27 年 2 月 1 日要綱第 6 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護老人保健施設きなん苑（以下、「きなん苑」という。）における施設 I T 情報システムの安全かつ合理的な運用を図り、様々な脅威に対する抑止、予防、見地及び回復について、組織的かつ計画的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 施設 I T 情報システムとは、次の当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護老人保健施設管理システム（A S P） 老人保健施設等の利用者に関わるサービスを提供する情報システム
- (2) 在宅ケアマネジメント管理システム（A S P） 居宅介護支援の利用者に関わるサービスを提供する情報システム
- (3) 給食管理システム 献立、利用者の栄養マネジメント等の栄養管理に関する情報システム
- (4) 紀南病院電子カルテシステム 紀南病院の患者に関わる診療録等の情報システム
- (5) 公営企業会計システム 紀南病院及びきなん苑の会計に関する情報システム
- (6) ネットワーク 端末を相互に接続するための通信回線網及びその構成機器
- (7) 端末 コンピューター、その周辺機器、プリンター等

(基本原則)

第 3 条 施設 I T 情報システムは、次の各号に掲げる基本原則に則り運用することとする。

- 2 施設 I T 情報システムの利用にあたっては、介護老人保健施設きなん苑個人情報保護運営要綱（平成 17 年 1 月 1 日要綱第 3 号）、紀南病院組合個人情報保護法に則り守秘義務を遵守し、利用者個人の情報を保護する。

- 3 施設 I T 情報システムへのコンピュータ。ウィルスの侵入及び外部からの不正アクセスに対しては、必要な対策を直ちに講じる。

第 2 章 システム管理体制

(施設 I T 情報システムの管理体制)

第 4 条 施設 I T 情報システムを管理するため、次の各号に掲げる責任者を置き、管理体制を整備する。

- 2 施設 I T 情報システムの管理者（以下、「システム管理者」という。）を置き、施設長がこれに充てる。
- 3 施設 I T 情報システムの運用責任者（以下、「システム運用責任者」という。）を置き、システム管理者が事務職員の中から指名する。
- 4 各部門システムの監視責任者（以下、「監視責任者」という。）を置き、各部署の長をとって充てる。

(システム管理者)

第 5 条 システム管理者は、施設 I T 情報システムの管理、運営を統括することとする。

(システム運用責任者)

第 6 条 システム運用責任者は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 施設 I T 情報システムを安全で合理的に運用し、運用上に問題が生じた場合は、速やかにシステム管理者に報告する。
- (2) 利用マニュアル及び仕様書等を整備し、必要に応じて速やかに利用できるよう各部署に周知する。
- (3) 個別に接続された機器へのコンピュータ・ウィルス及び不正アクセスに対する対策を講じる。
- (4) 紀南病院診療情報システム委員会及びシステム事務局と連携を図り、安全な運用に努める。
- (5) 施設 I T 情報システムの有効活用を図り、機器の配置及び利用について決定する。
- (6) 個人情報管理責任者（平成 17 年 11 月 1 日要綱第 3 号第 13 条）と連携し、職員に対して施設 I T 情報システムの安全な運用に必要な知識及び技能を研修する。

(監視責任者)

第7条 監視責任者は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 各部署内の情報セキュリティ対策を実施するため、部署の職員に対して指導及び監督を行う。
- (2) 部署システム及び接続機器の内容に変更が必要な場合、問題が生じた場合は、直ちにシステム運用責任者へ報告する。

第3章 ITシステム運営委員会

(委員会の設置)

第8条 施設IT情報システムの安全かつ合理的な運用を図るため、介護老人保健施設きなん苑ITシステム委員会（以下、「IT委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第9条 IT委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) きなん苑における紀南病院電子カルテ運用に関する事項
- (2) 施設IT情報システムに関する事項
- (3) 学会等の情報システム外の持出に関する事項
- (4) その他必要と認めた事項

(委員会の組織)

第10条 委員会は、きなん苑職員のうち次の職にあたる者を持って構成する。

- (1) 施設長（システム管理者）
- (2) 副施設長
- (3) 看護師長
- (4) 各部署長（監視責任者）
- (5) 事務職員（システム運用責任者）

(委員会の委員長)

第11条 委員会の委員長には、施設長を持って充てる。

- 2 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、副施設長の職にある委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第12条 委員会の開催は、施設IT情報システムの状況に応じて開催することとする。

- 2 委員会は委員長が招集するものとする。
- 3 賛否を要する案件については、出席委員の過半数をもって委員会の意見とし、施設長は委員会の意見を尊重するものとする。
- 4 委員会は必要に応じて委員以外のものに対し、会議への出席、意見または資料の提供を求めることができる。
- 5 委員会はきなん苑個人情報検討委員会と密接な連携をとることとする。

(紀南病院との協議)

第13条 委員会は、きなん苑での紀南病院電子カルテシステム運用に関することについては、紀南病院診療情報システム委員会で協議、決定することとする。

- 2 紀南病院診療情報システム委員会には、システム運用責任者が参加することとする。
- 3 委員会は、きなん苑での紀南病院公営企業会計システム運用に関することについては、紀南病院総務課で協議、決定することとする。

(委員会の事務局)

第14条 委員会の事務局は事務職員（システム運用責任者）が行い、委員会の事務を処理する。

第4章 職員の責務

(職員の利用定義と責務)

第15条 施設IT情報システムの利用については、次の各号に掲げる利用資格者の内、システム管理者が許可したきなん苑職員とする。

- (1) 介護老人保健施設管理システム 事務職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士
- (2) 在宅ケアマネジメント管理システム 居宅介護支援専門員、事務職員
- (3) 給食管理システム 管理栄養士
- (4) 公営企業会計システム 出納員、事務員
- (5) 紀南病院電子カルテシステム 医師、看護師、支援相談員、理学療法士、作業療法士、管理栄養士

(6) 端末・インターネット回線等 きなん苑職員

(職員の責務)

第16条 職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行において、情報セキュリティに関する法令等及びこの要綱を理解し、遵守する責務を負う。

- 2 職員は、システム運用責任者が実施する安全性についての研修会を受けなければならない。
- 3 紀南病院電子カルテシステムを利用する職員は、紀南病院診療録および診療諸記録の電子保存に関する運用管理規程（平成17年11月29日規程第2号）第6条（利用者の責務）を遵守しなければならない。
- 4 きなん苑は、原則外部メモリ等を利用した情報のシステム外持出を禁止することとする。但し、学会発表等で情報のシステム外持出を希望する場合には、委員会での承認を得られれば可能とする。

(罰則)

第17条 職員が本要綱に違反があった場合には、施設IT情報システムの利用停止を行うこととし、停止期間等については、IT委員会の議を経てシステム管理者が決定する。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、施設IT情報システムの運用管理に関し必要な事項は、IT委員会の議を経て、システム管理者が定める。

附則（平成27年2月1日要綱第6号）

この要綱は、平成27年2月1日より適用する。